

令和 8 年度

中町及び淀町最終処分場水質・悪臭等測定分析業務

仕 様 書

大 津 市

# 仕 様 書

- 1 委託業務名 中町及び淀町最終処分場 水質・悪臭等測定分析業務
- 2 業務委託期間 委託契約締結日の翌開庁日 から 令和9年3月30日まで
- 3 委託業務場所
  - (1) 大津市大石淀三丁目 最終処分場（淀町）及びその周辺
  - (2) 大津市大石中六丁目 最終処分場（中町）及びその周辺

## 4 業務内容・目的

大石中町及び淀町最終処分場における水質、発生ガス、悪臭等の測定分析（試料の採取を含む）を行い、最終処分場の状態を確認するために実施する。

契約締結後、速やかに年間の業務計画書を提出すること。なお、変更するときは、その都度承諾を受けるものとする。

分析項目及び検査頻度は以下のとおり

### (1) 測定分析項目

#### ア 水質

検査項目 1	検査項目 2
水温、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、全リン、全窒素（形態別*1）、水素イオン濃度、塩化物イオン、電気伝導率	n-ヘキサン抽出物質（鉱物油脂類、動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、フッ素、ホウ素、アンチモン、大腸菌数
検査項目 3	検査項目 4
カドミウム、シアン化合物、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、四塩化炭素、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	1,2-ジクロロエチレン*2、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）

\* 1：ケルダール窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素をそれぞれ測定する。

\* 2：トランス-1,2-ジクロロエチレンを測定し、シス-1,2-ジクロロエチレン（検査項目3）の量と合計する。

イ 発生ガス、臭気

項目1 発生ガス成分等	項目2 発生ガス臭気物質 (中町)
水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素、メタン、アンモニア、硫化水素、 温度 (外気温及びガス抜き管内1m毎) ガス発生量 (ガス流速)	メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド
項目3 地温 (淀町)	項目4 臭気物質 (淀町)
埋立地内5か所、地外1か所の計6か所を1式とする地中1mの地温	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸
項目5 臭気濃度	
臭気排出強度、臭気指数	

項目5には気象条件を含む

(2) 試料及び測定頻度、検体数 (採取・測定地点は別図のとおり)

・淀町

ア 水質

試料 (数)	検査項目1	検査項目2	検査項目3	検査項目4
水処理施設 放流水 (1)	1回/月 【12検体】	2回 【2検体】	2回 【2検体】	—
水処理施設 原水 (1)	1回/月 【12検体】	2回 【2検体】	2回 【2検体】	—
地下水 No.1～4 (4)	1回/月 【48検体】	3回 【12検体】	3回 【12検体】	3回 【12検体】
観測井水 (1)	3回 【3検体】	—	3回 【3検体】	3回 【3検体】
検体数 計	75	16	19	15

観測井水の採取を実施する1週間程度前に、観測井水の排水を行うこと。

イ 発生ガス、臭気

試料 (数)	項目1 発生ガス等	項目2 発生臭気	項目3 地温	項目4 臭気物質	項目5 臭気濃度
埋立地ガス抜き管 A～I (9)	2回 【18検体】	—	—	—	—
埋立地内a～e及び 地外 (1式)	—	—	2回 【2検体】	—	—
敷地境界 (1)	—	—	—	1回 【1検体】	1回 【1検体】

項目1、3は夏期 (8月頃) と冬期 (2月頃) に、項目4、5は夏期 (8月頃) に行う。

・中町

#### ア 水質

試料 (数)	検査項目 1	検査項目 2	検査項目 3	検査項目 4
水処理施設 放流水 (1)	3回(4,5,6月) 【3検体】	1回 (6月) 【1検体】	1回 (6月) 【1検体】	—
水処理施設 原水 (1)	3回(4,5,6月) 【3検体】	1回 (6月) 【1検体】	1回 (6月) 【1検体】	—
埋立地浸出水(1)	1回/月 【12検体】	2回 【2検体】	2回 【2検体】	—
地下水 (1)	1回/月 【12検体】	2回 【2検体】	2回 【2検体】	2回 【2検体】
観測井水 No.1～4 (4)	2回 【8検体】	—	2回 【8検体】	2回 【8検体】
環境水 (山田川) 上流 A・B、下流 (3)	2回 【6検体】	2回 【6検体】	2回 【6検体】	2回 【6検体】
検体数 計	44	12	20	16

観測井水の採取を実施する 1 週間程度前に、観測井水の排水を行うこと。

環境水 (山田川) 上流 A・B、下流は 6 月頃と 12 月頃に行うこと。

令和 8 年 4 月から中町水処理施設の解体撤去工事を実施するため、工事の進捗状況等によって採水の中止又は採水日若しくは試料を変更する場合がある。

#### イ 発生ガス

試料 (数)	項目 1 発生ガス等	項目 2 発生臭気	項目 3 地温	項目 4 臭気物質	項目 5 臭気濃度
埋立地ガス抜き管 ① (1)	2回 【2検体】	2回 【2検体】	—	—	—

夏期 (8 月頃) と冬期 (2 月頃) に行う。

#### 5 分析方法等の遵守

各測定における分析方法等は、測定する業務内容に基づく関係法令を遵守して実施すること。

(参考) 関係法令

- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (S52.3 総理府・厚生省令第 1 号)
- ・滋賀県公害防止条例 (S47.12 滋賀県)
- ・悪臭防止法 (S41 環境省第 9 1 号)

#### 6 結果報告

測定結果は、試料を採取した日から原則 3 週間以内に計量証明書 1 部にて報告すること。

業務終了時には、各測定結果を時系列にまとめ、結果の概要及び過去 3 年間以上の結果データとともに考察した報告書を 1 部、報告書の内容を収録した CD 等を 1 部提出すること。この CD には分析結果をまとめた Excel データも収録すること。当年度以外のデータは委託者が提供する。また、報告書には業務名・試料採取年月日・時刻・天候・気温・水温・採取状況など必要な

事項を記載するとともに、試料採取場所の写真及び計量証明書も添付することとし、詳細については委託者が別途指示する。

## 7 留意事項

- ① 試料採取に必要な器具・容器等は、全て受託者で準備するものとする。
- ② 高所での作業については、受託者の責任において、安全対策を実施すること。
- ③ 試料採取日は協議の上、決定すること。観測井水においては、採取を実施する1週間程度前に観測井水の排水があることに留意すること。
- ④ 試料採取後、速やかに分析に着手すること。なお、pHについては、採水日当日に測定を実施すること。
- ⑤ 採取日の天候等により通常の状態の水質等の採取ができないと見込まれる場合は、委託者と協議の上、日程を変更して対応しなければならない。
- ⑥ 測定結果に異常が生じた場合は速やかに受託者に連絡するとともに、測定結果の信頼性を確認しなければならない。この異常とは、基準値及び協定値の超過やそのおそれがあるもの、過去の測定結果等との整合性が取れない測定結果とし、信頼性とは再採取・再分析の実施等により、測定結果の再現性を確認することをいう。
- ⑦ 採取時にはpH計を持参し、水質に異常がないことを確認すること。異常が見られ、通常の状態の水質でないと判断される場合には、委託者と協議の上、別日に採取を行うこと。この際、異常が見られた検体のみではなく、全ての検体において、変更した別日に採取を実施しなければならない。
- ⑧ 委託の期間中、委託者は立入による査察を実施する場合がある。受託者はこれに協力しなければならない。また、受託者が不適切な試料の取り扱い、分析を行っていると思われる場合は、改善又は再分析を指導するものとし、受託者はこれに誠実に対応しなければならない。

## 8 仕様書の適用

本仕様書は、業務の遂行にあたっての基本的内容について適用するものであり、本仕様書に明記されていない事項があっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、又は業務の性質上、必要と思われるものについては、受託者の責任において全て用意するものとする。

## 9 費用の負担

試料の採取・分析及び安全対策等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記されないものであっても、原則として受託者の負担とする。

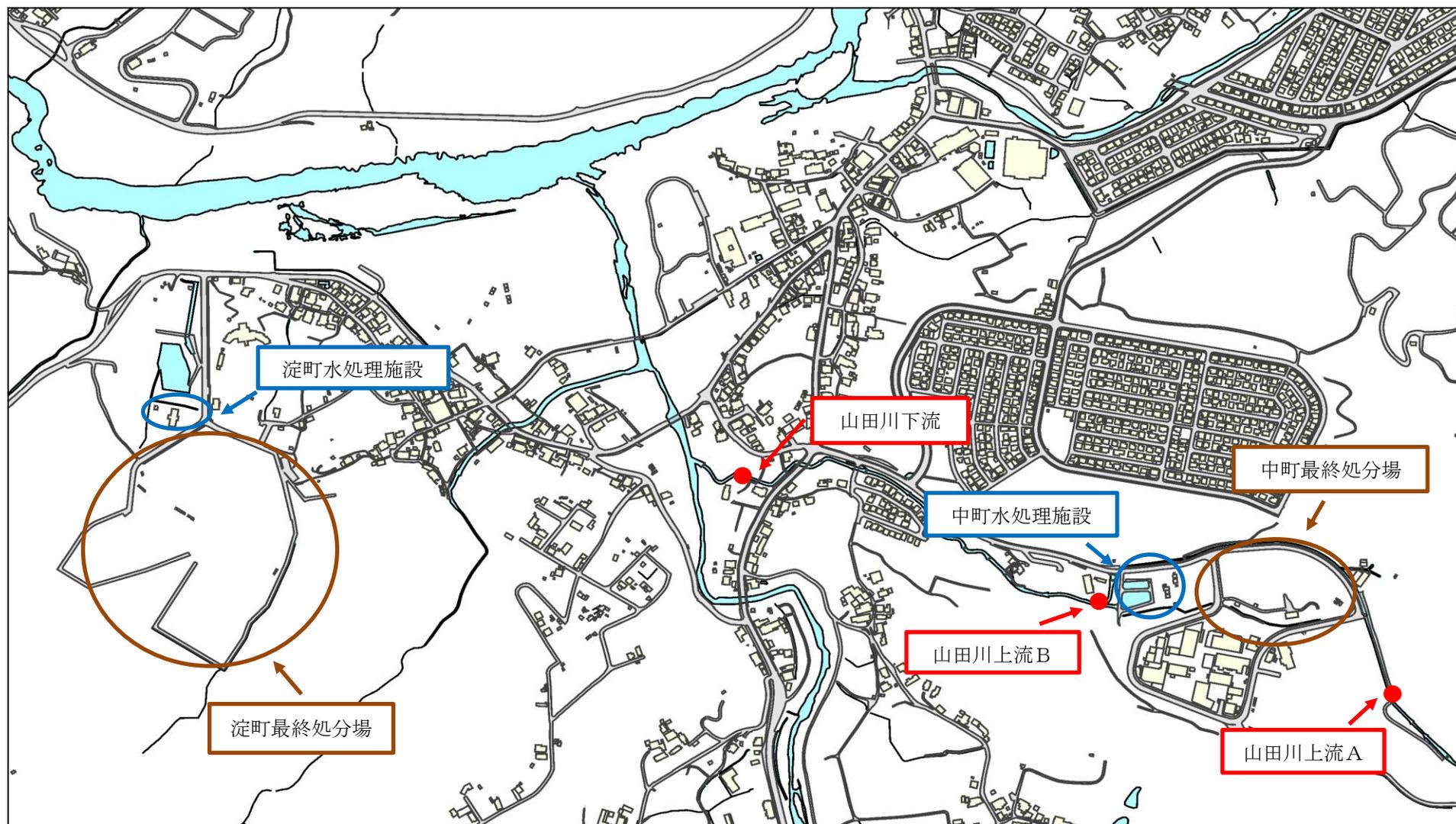
## 10 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

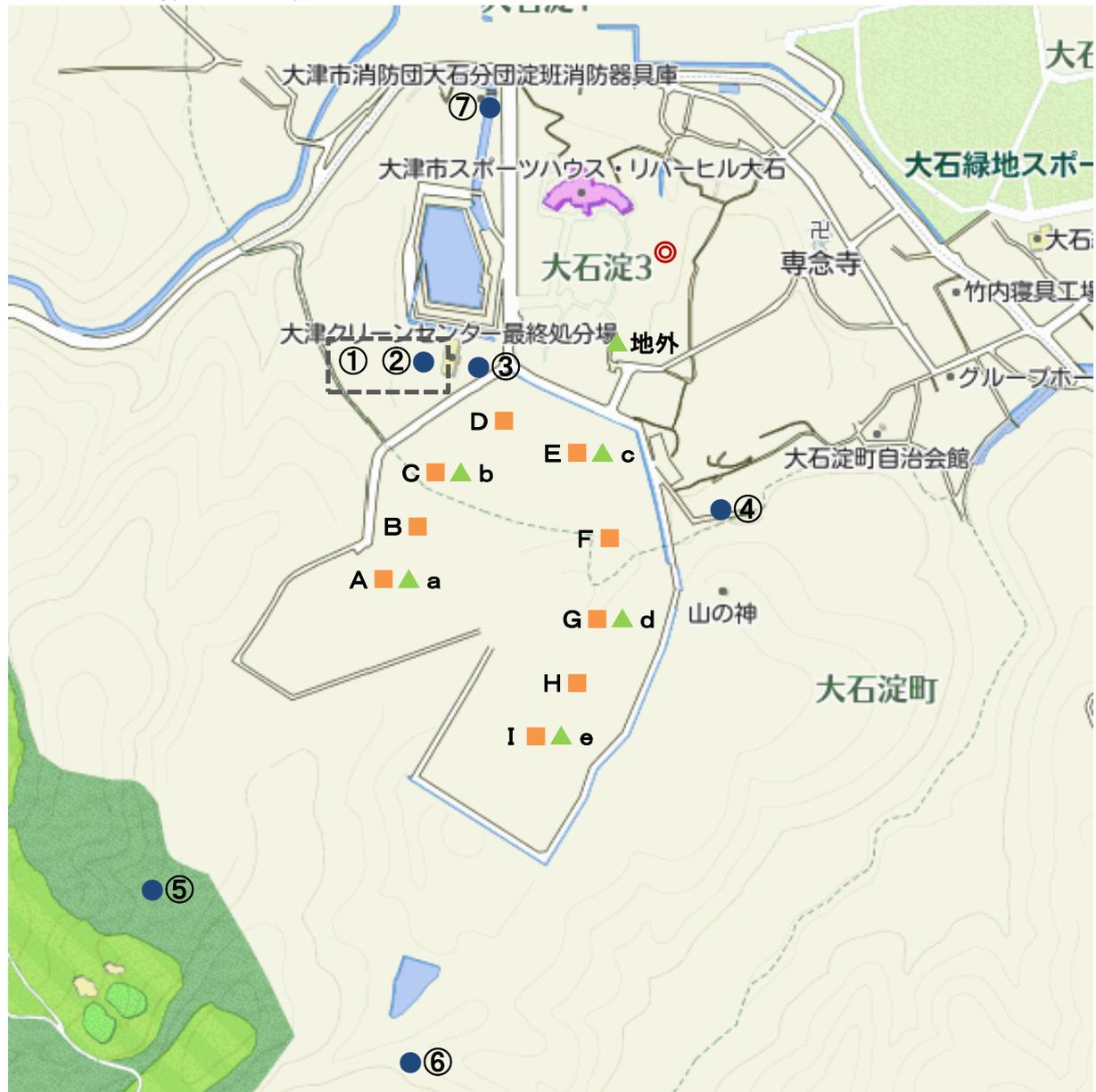
## 11 再委託の禁止

試料採取、分析及び結果報告においては、受託者自らが行う。

図(1) 採取場所(全体)



図(2) 淀町採取・測定場所



- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ● : 水質               | ■ : 発生ガス      |
| ①処理水、②原水<br>(水処理施設内) | ガス抜き管A～I      |
| ③地下水 No. 1           | ▲ : 地温        |
| ④地下水 No. 2           | a～e、地外        |
| ⑤地下水 No. 3           | ◎ : 臭気物質、臭気濃度 |
| ⑥地下水 No. 4           |               |
| ⑦観測井水                |               |

図(3) 中町採取・測定場所

